

令和9年度大田区放課後ひろば（嶺町小学校）運営業務委託事業者の再募集について、令和8年9月30日（水）までに受領した質問票について、以下の通り回答します。

● 提出書類について

No.	質問	回答
1	企画提案書はホチキス止めによる提出であるが、その他提出書類はクリアファイル・紙ファイル以外でどのように提出すれば良いか。	クリアファイル等を使用せず、各書類ごとにご提出をお願いします。 書類提出時に窓口で各書類ごとに受け取りをさせていただきます。

● 仕様書について

No.	質問	回答
1	【学童保育の職員配置について】 嶺町放課後ひろば運営準備業務委託の仕様書（別紙１）のP6の（ウ）c及び、令和９年度嶺町放課後ひろば運営業務委託（別紙２）のP10イ（ウ）において、「学童保育受入人数が80名のため、常勤職員を４名以上配置する」とあるが、別紙２のP10～11「エ 学童保育業務時間内の職員配置数」では、常勤職員３名以上を含む５名以上の職員を配置すると記載がある。常勤職員４名以上を含む５名以上の職員配置をする必要があるという認識で問題ないか。 また、職員配置について、延長時間等利用者が減った場合、配置する職員も学童保育利用数に応じて減らすことは可能か。	嶺町放課後ひろば運営準備業務委託の仕様書（別紙１）のP6の（ウ）c及び、令和９年度嶺町放課後ひろば運営業務委託（別紙２）のP10イ（ウ）に記載されている「学童保育受入人数が80名のため、常勤職員を４名以上配置する」とは、嶺町放課後ひろばに配属される常勤職員が４名以上ということを意味します。 別紙２のP10～11「エ 学童保育業務時間内の職員配置数」とは、一日の学童保育運営における利用数に応じた職員配置数を意味します。 そのため、嶺町放課後ひろばとしては、常勤職員４名以上を配属して頂き、一日単位の学童保育運営では、学童保育利用数に応じた常勤職員・非常勤職員を配置して頂く必要があります。 延長時間等の利用者が減った場合、別紙２のP10～11「エ 学童保育業務時間内の職員配置数」に記載の人数を満たすように常勤職員等を配置して頂ければ問題ありません。
2	嶺町放課後ひろば運営準備業務委託の仕様書（別紙１）のP3における「（５）学童保育室の開設準備」の「エ ユニフォームの準備」とは、学童保育に入所する児童が利用時に使用するものか。また、ユニフォームは受託者が負担するものとし、見積書に含めてよいか。	嶺町放課後ひろば運営準備業務委託の仕様書（別紙１）のP3における「（５）学童保育室の開設準備」の「エ ユニフォームの準備」とは、事業者の職員が着用するユニフォーム（職員被服）のことです。ユニフォームは、事業者負担となりますが、見積書には含めないで下さい。
3	令和９年度嶺町放課後ひろば運営業務委託（別紙２）の特記仕様書（放課後こども教室業務）について、想定利用人数は何名か。	令和７年度実績の嶺町放課後こども教室の一日当たりの平均利用人数は約40名です。
4	嶺町放課後ひろばの概要（資料１）について、学童保育室の配置図を提供して欲しい。 また、放課後こども教室について、小学校の部屋を共有で使用するとのことだが、どのような部屋を利用する予定か。	配置図の資料について、提供することはできません。 利用する部屋の詳細については、回答致しかねます。
5	令和９年度嶺町放課後ひろば運営業務委託（別紙２）の特記仕様書（学童保育業務）のP8イ（エ）学童保育料に関することに記載されている、一時利用・夏利用学童保育の納付書発行、納付確認とは、口座の開設等を含めて学童保育料の徴収は事業者が実施する認識で良いか。 また、学童保育料は自治体と事業者のどちらの収入となるか。	学童保育料については、区が保護者から徴収します。 なお、18時までの延長保育を含めた学童保育料については、区の収入となりますが、18～19時の再延長保育の学童保育料は事業者の自主事業のため、事業者の収入となります。
6	令和９年度嶺町放課後ひろば運営業務委託（別紙２）の特記仕様書（学童保育業務）のP12（４）入退館システムの運用について、自治体がシステムを設置するとあるが、どのようなシステムを利用しているか。また、事業者が追加で購入するものなど費用がかかることはあるか。	大田区で設置する入退館システムは「CoDMON」となります。 事業者が追加で購入する費用はありませんが、事業者が用意したパソコン等でCoDMONによるで児童の入退室管理をして頂きます。

7	嶺町放課後ひろばの概要（資料１）にて、放課後こども教室において、こども教室プラスを実施する可能性があるとのことだが、利用人数が少ない場合は学童保育と合同保育することは可能か。 また、利用人数に応じて職員数を減らすことは可能か。	こども教室プラスで利用人数が少ない場合、学童保育と同じ部屋で過ごして頂くことは問題ありません。 利用人数に応じて職員数を減らすことについては、学童保育とこども教室それぞれ配置基準を満たした人数を配置して頂く必要があります。
---	--	--

● 見積書について

No.	質問	回答
1	見積書の様式2-1及び様式3-1において、クリーニング代と記載があるが、どのような物をクリーニングすると想定しているか。	主に放課後ひろばで設置したカーテン等をクリーニングすることを想定しております。

● その他

No.	質問	回答
1	【募集要領について】 P3の「2 契約期間」にて、契約期間が1年間のみで契約更新に関する記載がないが、今回の募集で選定された委託業務は1年間みの契約で、令和9年度中に再度プロポーザルが実施されるという認識で良いか。	今回のプロポーザルで選定された事業者とは1年間の業務委託契約を締結し、次年度以降の継続契約を保証するものではありません。ただし、契約の履行状況等を踏まえて、継続契約を実施するかもしくは新たに公募を実施した方が適当と判断した場合は、プロポーザルを実施する可能性があります。
2	【募集要領について】 P3の「3 業務委託の内容」の「（2）子育て支援に関すること」とあるが、未就学児の受入や相談、支援なども想定しているか。	放課後ひろばでは、未就学児の受入等は想定しておりません。